

令和4年度第1回名取市男女共同参画推進委員会 会議録

1 日時 令和4年5月30日(月)13:30~14:30

2 場所 市役所3階 議会棟第3委員会室

3(委員) 寒河江和樹委員長、高橋真佐子副委員長、岩沼裕子委員、佐藤莉委員
小野寿昭委員、柴田力夫委員、星真奈美委員、村上寛子委員

(欠席委員) 石山光広委員、佐藤繁樹委員

(事務局) 浅野課長 渡邊課長補佐兼係長 清野主査

4 会議内容 別紙のとおり。次第に沿って、要点記録により作成する。

第1回名取市男女共同参画推進委員会

委嘱状交付 開会前に、名取市長より新委員全員へ、個別に委嘱状の交付を行った。

1 開会 司会進行:渡邊課長補佐兼係長

2 あいさつ 山田市長

3 自己紹介

・各委員からの自己紹介後、事務局職員の紹介を行った。

4 委員長・副委員長の選出

・名取市男女共同参画推進委員会設置要綱第4条第2項で「委員長及び副委員長は委員の互選による」と規定されている旨の説明を事務局から行い、委員長と副委員長選出までの仮議長を山田市長が務めた。

・選出にあたり、委員から事務局案提出の要望があったため、前回の委員長と副委員長は1号委員が務めていた経緯を説明し、事務局から1号委員の寒河江委員を委員長に、高橋委員を副委員長とする案を提出。出席委員から賛同を得て、事務局案のとおり決定。

・委員長と副委員長が決定したため、以降の会議進行は寒河江委員長が行い、仮議長である山田市長は、公務により退席した。

5 委員長・副委員長あいさつ

委員長:

委員長に選出されました。今後よろしくお願いいたします。本委員会のテーマともなる男女平等については、憲法第14条1項に規定されるものであり、禁止される差別の典型例として、性別による差別がありますが、戦後の日本の状況を紐解くと、核家族化が進展する一方、個人、家族、団体などのレベルで、性差別は根強く残っていると捉えられています。

性別による不当な扱いをしない、させない社会、個人が性別にとらわれずに自分らしく生きていくために必要な条件である性差別の根絶は、個人の尊重という憲法の本質を守ることにもつながるわけです。こうしたことから、本委員会は果たす役割は、大きなものであると考えます。委員の皆さんには、これまでの経験を活かし、本委員会に参画していただきたいと思っております。

また、本委員会の活動を通し、ともに性差別のない地域社会づくりに努めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長：

心強い委員長のご挨拶をいただきました。現在、私たちを取り巻く名取市の状況について考えていく際、理論や法的な視点を含め、委員同士お互いに学び合いながら、市内へ良い空気を広めていけたらと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

・以降、委員長の進行により議事進行。

6 会議の公開、会議録の作成について

・事務局より、会議の公開・非公開に係る規定の説明と会議録作成の際の留意点について説明を行う。

・審議会等の会議の公開に関する条例により、名取市男女共同参画推進委員会は公開対象の会議であり、本委員会の会議と会議録の公開をすることについて委員へ確認を行ったところ、公開することで問題ないと出席委員の了承を得た。

・会議録の作成について、発言した委員を「委員」として記載を統一し、発言内容の要旨のみを記載して作成するというので、出席委員の了承を得た。

7 説明

(1) 名取市男女共同参画推進委員会について

・事務局より、資料1に沿って、男女共同参画推進委員会の位置づけや市の男女共同参画推進体制（名取市男女共同参画施策推進会議、専門部会）に係る説明を行う。

・委員からの質疑等なし。

8 議題

報告事項

(1) 令和3年度名取市男女共同参画推進委員会の活動について

・事務局から資料2に沿って、令和3年度の名取市男女共同参画推進委員会活動の説明を行った。委員からの質疑と事務局からの回答は下記のとおり。

委員：

令和3年度までの活動に市議と委員の意見交換会とあるが、市で男女共同参画推進に係る条例制定等に行っていないのか。

事務局：

現時点ではない。令和3年度の活動に記載されている市議との意見交換会の内容に

ついても、男女共同参画における地域の現況や市議会における男女共同参画の取組等が主な内容となっている。

委員：

本委員会の活動である情報誌の作成などは、市男女共同参画計画に沿ったものと認識しているが、この計画は、誰がいつどのように策定したものなのか。

事務局：

現在の第三次名取市男女共同参画計画における事務局は、市民協働課であるが、以前は市民協働課の前身にあたる男女共同市民参画推進室という部署があり、そこが中心となって、令和元年度に当計画を策定している。

市の計画としては、より上位の第六次長期総合計画というものがあり、第三次男女共同参画計画は、この上位計画と期間を一致させて策定したものである。

計画策定前には、ランダムに抽出した市民へ郵送で意識調査票を送付し、市民意識調査内容を踏まえて、名取市男女共同参画施策推進会議や専門部会、男女共同参画推進委員会を通して、策定へ至っている。

委員：

さまざまな活動が資料に掲載されているが、委員はどの程度現場での啓発活動に関わるのか。チラシやポケットティッシュの配付等の活動はあるのか。

事務局：

基本的には、委員がチラシ配付等の現場での啓発活動を行うことはない。令和3年度の市議との意見交換会のように、委員会活動の一環として行われるものに参加を求めることはあるが、男女共同参画に関連する講演会やイベント等についても、自発的な参加にお任せしている。

委員：

会議室で協議だけで良いのか疑問である。現場での啓発活動を通して、男女共同参画の地域の状況への理解が深まるのではないか。

事務局：

関連イベント等への参加については、委員会の活動としてではなく、委員個人の判断で参加していただくようになるが、事務局が関わる講演会やイベント等の情報については委

員へ共有させていただく予定である。

委員：

横断幕について、掲示予定はあるのか。

事務局：

6月の男女共同参画週間に掲出する。今年度は市役所正面玄関に掲示予定だが、7月はじめの選挙広報時期を避けて、時期をずらして実施する可能性もある。

委員：

横断幕のデザインについて、赤いロゴマークははじめて見たが、どのような意味があるのか。

事務局：

使用されている男女共同参画のマークについては、内閣府男女共同参画局で作成・公開しているもので、令和3年度に男女共同参画局へマークの使用申請を行い、許可を受けて横断幕に加えているものである。

委員：

宮城県の人権擁護委員協議会活動で、男女共同参画に関する活動にも参加しているが、このマークは知らなかった。コロナ禍に入ってから、以前は可能だったチラシやティッシュ配付などができなくなり、啓発活動の困難さを感じることが多い。この委員会でも啓発活動について考えていく必要がある。

委員：

委員の立場について確認したい。委員としての立場を公表すると、住民から問い合わせを受けたり、会議に係る発言内容に留意したりする必要が出てくると思うが、どのように対応すればよいか。

事務局：

市から委員として委嘱しているので、立場を伏せたりする発言を制限する場面は想定していない。市民からの個別の問い合わせについては、事務局である市民協働課へ直接問い合わせるよう案内してほしい。

委員：

第三次名取市男女共同参画計画について、計画期間10年は長いと感じる。期間中に見直しする予定はあるか。

事務局：

10年間を期間とする計画であるため、現時点で見直しや変更を行う予定はない。計画期間を一致させている第六次長期総合計画について、見直しする機運が盛り上がりれば、今後、当計画についても時期を前倒して見直すという協議が出てくるかもしれない。

協議事項

(1) 令和4年度名取市男女共同参画推進委員会の予定(案)について

・事務局より、資料3に沿って、令和4年度の会議スケジュールを説明。委員からの質疑と事務局からの回答は下記のとおり。

委員：

情報誌の作成については、テーマのみを協議、決定するという認識でよいか。

事務局：

その通りである。テーマについて候補を提示し、委員会で決定したテーマに沿って、事務局が記事作成を行う。

(2) その他

・事務局から、下記3点について、委員へ情報提供を行った。委員からの質疑等なし。

- 1.輝く女性の就職支援事業
- 2.男女共同参画週間に伴う横断幕掲出
- 3.次回の会議の開催予定について

9 閉会